

消費者庁

表7-4 消費者庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

政策ごとの評価結果については、総務省ホームページ
 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html) を参照されたい。

また、政策評価の結果の政策への反映状況は、以下の一覧のとおりである。

1 事前評価

表7-4-（1） 規制を対象として評価を実施した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	悪質事業者対策その他の特定商取引分野における規制の強化	評価結果を受けて、本施策を盛り込んだ「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」を平成28年3月4日に国会に提出した。

2 事後評価

表7-4-（2） 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	消費者政策の企画・立案・推進及び調整	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者行政の総合的調整対応を継続的に推進するため、平成28年度概算要求（10百万円）を行った。（27年度予算額：10百万円、28年度予算案額：10百万円） ・消費者財産被害事案への対応を継続的に推進するため、平成28年度概算要求（27百万円）を行った。（27年度予算額：28百万円、28年度予算案額：28百万円） ・インターネット消費者取引に関する実態調査を推進するため、平成28年度概算要求（36百万円）を行った。（27年度予算額：34百万円、28年度予算案額：28百万円） ・消費者行政の国際化を継続的に推進するため、平成28年度概算要求（63百万円）を行った。（27年度予算額：63百万円、28年度予算案額：63百万円） <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活のグローバル化の進展に伴う消費者トラブルの増加に対応するため、国際対応の強化を図ることを目的とし、平成28年度機構・定員要求において国際室長の設置を要求。 ・国際室長の設置に合わせ、国際業務実施体制をより一層強化する

		<p>ため、平成28年度機構・定員要求において、国際室室員の増員（課長補佐クラス2名）を要求。</p> <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策評価において、執行状況の評価が十分に行えなかったため、測定指標を以下のとおり修正した。 ⇒執行状況の評価を厳格に行うため、測定指標を執行状況の調査回数に具体化した。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「インターネット消費者取引連絡会」の開催（平成27年4月～平成28年3月の期間に4回開催）。 ・日本年金機構の個人情報流出に便乗した勧誘及び個人情報の取得について注意喚起を実施（平成27年6月）。 ・消費者政策担当課長会議を開催（平成27年9月）。 ・消費者安全法に基づき、社名公表を伴う注意喚起を実施（平成27年4月～平成28年3月の期間で注意喚起を9件実施）。 ・マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘等について、消費者庁、内閣府、警察庁、個人情報保護委員会、総務省、国税庁の連名で注意喚起を実施（平成27年10月公表、随時更新。）。 ・消費者庁、警察庁及び金融庁において、政府広報を通じた「高齢者の消費者トラブル」未然防止に係る注意喚起を実施（平成27年12月）。 ・「国民消費生活組合」を名のる「訴訟履歴がマイナンバーへ登録されます」という内容の不審なメールについて注意喚起を実施（平成28年1月公表、随時更新）。
2	消費生活に関する制度の企画・立案・推進	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活に関する制度の企画・立案・推進のため、平成28年度概算要求（62百万円）を行った。（27年度予算額：46百万円、28年度予算案額：39百万円） ・公益通報者保護の推進のため、平成28年度概算要求（28百万円）を行った。（27年度予算額：26百万円、28年度予算案額：28百万円） <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体訴訟制度の推進のため、平成28年度機構・定員要求において増員（室長クラス1名、係長クラス1名）を要求。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年8月に情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化への対応等の観点から、契約締結過程及び契約条項の内容に関する規律等の在り方を検討するために、内閣総理大臣から消費者委員会に対して、消費者契約法の見直しについて諮問を行い、平成28年1月に答申がなされた。同答申を踏まえ、消費者庁において改正法案の検討を行い、平成28年3月4日に「消費者契約法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。 ・消費者裁判手続特例法の施行に向けて、特定適格消費者団体の業務の適正を確保するため、平成26年5月から平成27年3月までの期間に「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」を開催し、平成27年4月に「特定適格消費者団体の認定・監督に

		<p>関する指針等について」を公表。それに基づき、消費者裁判手続特例法の施行に必要な施行令、施行規則、「特定適格消費者団体の認定・監督等に関するガイドライン」等を策定して平成 27 年 11 月 11 日に公布・公表し、消費者裁判手続特例法の施行日を平成 28 年 10 月 1 日と決定した。消費者裁判手続特例法の円滑な施行に向けて、DVDやパンフレット等のコンテンツを活用し、国民全般に対して積極的な周知・啓発活動を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者裁判手続特例法附則第 4 条の趣旨を踏まえ、被害回復関係業務等の適正な遂行に必要な資金の確保等、適格消費者団体や特定適格消費者団体に対する支援の在り方について検討を行うため、「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会」を平成 27 年 10 月から開催。 ・公益通報者保護制度の更なる普及・啓発に向け、周知方法について所要の見直しを行い、平成 27 年度においては、公益通報者保護法に関する通報・相談窓口の管内市区町村設置率が全国平均（52.4%）を下回り、かつ、過去 5 年間（平成 22 年度～26 年度）に説明会・研修会を実施していない地区を中心に行政機関職員向け公益通報者保護制度に関する研修会等（全国 12 か所）を実施。また、公益通報者保護制度について分かりやすく解説した動画 DVD 等のコンテンツを活用し、国民全般に対して積極的な周知・啓発活動を実施。 ・平成 26 年度に実施した有識者や実務家に対するヒアリングで把握された実情・実態を踏まえ、「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」を平成 27 年 6 月から開催し、事業者や行政機関の取組を促進する方策や通報者保護の要件・効果等について検討を行い、平成 28 年 3 月に報告書を公表。
3	個人情報保護に関する施策の推進	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年9月に「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」が成立したことにより、個人情報保護に関する事務が平成28年1月1日に消費者庁から個人情報保護委員会に移管されたため、平成28年度予算要求は行っていない。（27年度予算額：18百万円） <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法説明会（平成27年9月～平成27年12月）において、昨年度に引き続き、いわゆる「見守り協定」の締結などの個人情報の適切な共有に取り組んでいる事例について説明を行った。
4	消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議に関する経費について、平成28年度概算要求（8百万円）を行った。（27年度予算額：8百万円、28年度予算案額：8百万円） ・消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進経費について、平成28年度概算要求（60百万円）を行った。（平成27年度予算額：46百万円、平成28年度予算案額：36百万円） <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策評価の結果を踏まえ、消費者団体との意見交換の状況を定量的な指標としてフォローアップすべく、事前分析表の測定指標に

		<p>「消費者団体との連携の推進状況（消費者団体と連携した事業・イベント等の回数）」を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副教材の作成、副教材作成委員会の開催等について、定量的に測定するため事前分析表の測定指標を変更し、「消費者教育推進会議の開催回数」を設定することとした。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期消費者教育推進会議（平成27年7月～）が始動し、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月閣議決定）の見直しに向けた論点整理を行うこととした（平成27年度4回開催）。 ・消費者教育ポータルサイトシステムの改修（平成28年3月）。 ・消費者教育用教材等の作成支援のための消費生活に関する「イラスト集」の充実（最近の事例関連等追加）（平成28年3月）。 ・見守りの担い手向け映像コンテンツ（DVD）改訂版（消費者ホットライン188対応）の制作及び配布（消費生活センター等）（平成28年3月）。 ・消費者団体との意見交換会の開催（平成27年度4回）。 ・高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会の開催（平成27年度2回）。 ・子供関連イベントへの参加を通じた啓発活動の推進（平成27年度6回）。 ・子供の不慮の事故防止に関する注意喚起情報等の発信。 ・「倫理的消費」調査研究会及びエシカルラボの開催（平成27年度研究会6回、ラボ1回開催）。
5	地方消費者行政の推進	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27度補正予算において、「地方消費者行政推進交付金」を20億円措置。 ・平成28年度概算要求：5,728百万円（平成27年度予算額：3,167百万円、28年度予算案額：3,652百万円） ・平成28年度予算案において、「地方消費者行政推進交付金」を活用し、消費生活相談体制の維持・充実、消費者問題解決力の高い地域社会作り等の地方公共団体の取組及び国が提案する政策テーマに対応した先駆的な取組を支援するため、5,000百万円を要求。（27年度予算額：3,000百万円、28年度予算案額：3,000百万円） ・平成28年度予算案において、岩手県・宮城県・福島県・茨城県の「地方消費者行政推進交付金」については、震災・原発事故を受けた緊急対応に活用するため、5.58億円を要求。（27年度予算額：482百万円、平成28年度予算案額：482百万円） <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日に施行された消費者安全法改正法を踏まえ、地域の高齢者等の見守りネットワークの取組強化のため、平成28年度機構・定員要求において、見守りネットワーク推進担当（課長補佐クラス1名）を要求。 <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策評価の結果を踏まえ、「地方消費者行政強化作戦」で掲げた政策目標の達成状況を定量的な指標としてフォローアップすべく、平成27年度の事前分析表における測定指標に引き続き設定。

		<ul style="list-style-type: none"> ・執行専門研修の開催について、定量的に測定するため事前分析表の測定指標を変更し、「参加人数」を設定することとした。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な地方の関係者との意見交換等の実施。 ・「地方消費者行政活性化基金」及び「地方消費者行政推進交付金」を活用し、相談体制の充実等、地方公共団体における取組を支援。 ・「地方消費者行政グループ・フォーラム」（全国8ブロック）の開催を通じ、地域で消費者問題に関わる団体・グループの交流を促進（平成27年11月～平成28年3月）。 ・「消費者行政ブロック会議」（全国6ブロック）の開催を通じ、地方公共団体との連携を強化（平成27年9月～11月）。 ・平成26年6月に公布された消費者安全法を改正する法律により新たに規定された消費生活相談員資格試験を実施する登録試験機関についての所要の規定の整備等を盛り込んだ消費者安全法施行令の一部を改正する政令を平成27年10月2日に閣議決定。 ・「PIO-NET刷新に関する検討会」の意見を踏まえ、平成26年1月に策定した最適化計画に基づき、平成27年9月28日にPIO-NETを刷新。 ・消費者被害から救済される機会を増やし、また、その被害の拡大を防止するため、平成27年7月から消費者ホットラインの3桁番号「188番」の運用を開始。 ・放射性物質検査機器の貸与等による放射性物質検査体制の整備を実施（検査機器の配分（257地方公共団体に369台）：～26年9月末/研修会の実施：随時）。 ・「地方消費者行政推進交付金」を通じて、被災地の地方公共団体の相談体制の構築のため、相談窓口に各分野の専門家を派遣する事業等の支援を実施。
6	物価対策の推進	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価対策の推進のため、平成28年度概算要求（69百万円）を行った。（平成27年度予算額：52百万円、平成28年度予算案額：58百万円） <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価モニター調査について、定量的に測定するため事前分析表の測定指標を変更し、「物価モニター掲載ページへのアクセス数」を設定することとした。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価モニター調査について、平成27年度から、従来の隔月実施を毎月実施にし、消費者へのタイムリーな情報提供を行うこととした。
7	消費者政策の推進に関する調査・分析	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者政策の推進に関する調査・分析の実施のため、平成28年度概算要求（89百万円）を行った。（平成27年度予算額：82百万円、平成28年度予算案額：75百万円） <p><事前分析表への反映></p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・消費者政策実施の状況の報告及び消費者事故等に関する情報の取りまとめ結果の報告（消費者白書）について、定量的に測定するため事前分析表の測定指標を「関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センター等への報告書提供数」に変更することとした。 ・消費者政策の企画立案のための調査の実施について、定量的に測定するため事前分析表の測定指標を変更し、「消費者意識基本調査掲載ページへのアクセス数」及び「消費者白書掲載ページアクセス数」を設定することとした。 <p>また、施策の概要において、新規に消費者志向経営を推進するため、事業者にも有益となる消費者志向の意義、推進に向けた方策の在り方等について検討することとしたため、以下の追記を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・達成すべき目標として、「消費者志向経営の取組促進に関する検討会」を開催し、検討結果を取りまとめることを追加 ・測定指標として「事業者の消費者志向経営を促進する方策の検討状況（検討会及びワーキング・グループの開催回数）」を追加 ・達成手段の概要等として、「消費者志向経営の取組促進に関する検討会」で検討された、消費者志向経営の意義、推進方策等についての結果を取りまとめ、それを踏まえて消費者志向経営の推進につなげることを追加 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者志向経営を推進するため、経営層・管理職層を対象とした消費者志向経営シンポジウムを実施（平成27年度2回）。
8	<p>消費者の安全確保のための施策の推進</p>	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全法等に基づき集約される生命・身体に係る消費者事故等への対応を継続的に推進するため、平成28年度概算要求（90百万円）を行った。（平成27年度予算額：90百万円、平成28年度予算案額：91百万円） ・リコール情報の周知強化による事故の再発防止対策の推進のため、平成28年度概算要求（17百万円）を行った。（平成27年度予算額：18百万円、平成28年度予算案額：17百万円） ・消費者に対して食品中の放射性物質等に関する正確な情報提供を行い、消費者の理解の増進を図る施策を推進するため、平成28年度概算要求（39百万円）を行った。（平成27年度予算額：39百万円、平成28年度予算案額：34百万円） ・消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施のため、平成28年度概算要求（85百万円）を行った。（平成27年度予算額：88百万円、平成28年度予算案額：81百万円） <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応について、定量的に測定するため事前分析表の測定指標を変更し、「緊急時対応訓練の回数」を設定することとした。 ・食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進について、より分かりやすく国民に定量的な指標が提供できるよう事前分析表の測定指標を「意見交換会における参加者アンケートの結果からみる参加者の理解度」に変更した。

		<p><その他の具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関等から生命・身体被害に係る消費者事故等の情報を的確に収集し、消費者への注意喚起を適切に実施（平成27年4月～平成28年3月の期間に注意喚起を16件実施）。 ・食の安全等に関する緊急事態において、迅速かつ適切に対応できるよう関係府省庁と連携し、緊急時対応訓練を実施（平成27年12月25日）。 ・食品中の放射性物質等に関し、地方公共団体等と連携した意見交換会や、地域において正確な情報提供ができる者の支援（ウェブサイト、メールマガジンでの情報提供）等を通じたリスクコミュニケーションを実施（平成27年4月～平成28年3月の期間に各種意見交換会等を100回開催）。 ・消費者安全調査委員会が原因を究明する必要があると認める事故について、事故等原因調査等を実施（事故等原因調査等の実施数：11件、申出受付件数：199件※いずれも累計）。
9	消費者取引対策の推進	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法の厳正な執行等を行うため、平成28年度概算要求（330百万円）を行った。（27年度予算額：231百万円、28年度予算案額：304百万円） <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法の執行業務において、複雑化する違反事例に対応するため、平成28年度機構・定員要求において増員（課長補佐クラス1名、係長クラス2名）を要求。 <p><その他の具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法の厳正な執行。 ・特定電子メール法の厳正な執行。 ・通信販売業者からの違法な電子メール広告等に関する情報を関係事業者や金融庁に提供。
10	消費者表示対策の推進	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・景品表示法の厳正な執行等を行うため、平成28年度概算要求（211百万円）を行った。（平成27年度予算額：163百万円、平成28年度予算案額：202百万円） <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・景品表示法の課徴金制度の施行に伴う体制の整備のため、平成28年度機構・定員要求において増員（室長クラス1名、課長補佐クラス7名、係長クラス7名）を要求。 <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年7月2日消費者庁政策評価有識者委員会での有識者の意見を踏まえ、事前分析表の測定指標に「消費税転嫁対策特別措置法に基づく執行状況（指導件数）」を追加。

		<p><その他の具体的取組></p> <p>○景品表示法の運用及び執行体制の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景品表示法に違反する行為を行った事業者に対して、その行為の取りやめ、再発防止策の実施等を命令する行政処分（措置命令）等を実施。 ・景品表示法違反行為の未然防止等の観点から、商品等に関する表示の方法等について、事業者等からの相談に対応。 ・消費者向け電子商取引の健全な発展と消費者取引の適正化を図る観点から、一般消費者に「電子商取引表示調査員」を委嘱して、景品表示法上問題となるおそれがあると思われる表示について報告を受け、同報告を景品表示法違反事件の端緒の発見、景品表示法違反行為の未然防止の観点から行う事業者への啓発活動に活用。 <p>○景品表示法の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景品表示法の普及・啓発等のため、各種団体主催の食品表示等に係る講習会等に講師を派遣し、景品表示法のパンフレットの配布を行ったほか、景品表示法の改正により、事業者に対して表示等管理体制の整備が求められることから、事業者向けの主催説明会を開催。 <p>○公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正競争規約の所要の変更につき公正取引協議会から相談を受け認定を行うとともに、規約担当職員が各公正取引協議会に対し規約の適正な運用等について必要な助言等を行うこと等により、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用を促進。 ・公正取引協議会等関連団体が主催する研修会等への講師派遣。 <p>○家庭用品の品質表示の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用品品質表示法における対象品目、表示の標準及び品目指定の在り方についての検討。 ・新たな洗濯表示に関する繊維製品品質表示規定の施行に向けた普及啓発。 <p>○住宅性能表示制度の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話での問合せ等に対して、ウェブサイト上の資料の掲載先を案内するなど、住宅性能表示制度の普及・啓発に取り組む。 <p>○いわゆる健康食品も含めた食品の表示・広告について、執行体制の整備や留意事項の周知徹底等により、適正化を推進</p> <p>○食品表示に関する取締りについて、関係する行政機関で構成する連絡会議の活用等により連携を図り、効果的かつ効率的な執行を実施</p> <p>○消費税転嫁対策特別措置法の運用及び執行体制の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税転嫁対策特別措置法の規定に違反するおそれのある表示を監視し、消費税転嫁対策特別措置法の規定に違反するおそれのある行為を行っている事業者に対しては、厳正に対処（平成28年3月）。
11	食品表示の企画・立案・推進	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示対策の推進のため、平成28年度概算要求（205百万円）を行った。（27年度予算額：146百万円、28年度予算案額193百万円） <p><機構・定員要求></p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示の充実による多様な選択機会の確保のため、平成28年度機構・定員要求において増員（課長補佐クラス2名）を要求。 <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな食品表示制度の普及啓発や個別課題の検討等の政策目標の達成状況を定量的に測定するため、測定指標を説明会や検討会等の開催回数に変更。 <p><その他具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示法に基づく食品表示基準を平成27年3月に公布。併せて、関係する通知・Q&Aを策定し、普及・啓発を実施。 ・企業の責任において科学的根拠に基づいた機能性を表示する制度を新たに創設し、食品表示基準の中に機能性表示食品として規定。
--	--	--

